

平成31年2月6日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

函館地方裁判所長 石栗正子

函館地方裁判所庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

函館地方裁判所庁舎における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の賛写の用に供するために、函館地方裁判所庁舎の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと

なお、応募者は、(1)から(6)までの要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反するとはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)から(6)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可をする場所

函館市上新川町1番8号 函館地方裁判所庁舎 5階閲覧謄写室

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成31年2月6日（水）から同月12日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

函館地方裁判所事務局会計課

函館市上新川町1番8号 電話 0138（38）2363（直通）

FAX 0138（40）5783

ウ 交付方法

イの交付場所において無料で交付する（郵送による交付を希望する場合は、交付期間内に事前に必要額を問い合わせた上で、イの交付場所に返信用切手を送付すること。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成31年2月19日（火）から同月26日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

記6(1)イの交付場所と同じ

ウ 提出方法

イの提出場所に持参又は郵送する。

エ 提出部数 4部

7 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面により受け付けるので、提出場所に持参又は送付する（FAX送信可）。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、記6(1)イの交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成31年2月12日（火）午後5時まで

ウ 提出場所 記6(1)イの交付場所と同じ

(2) 回答書は、平成31年2月15日（金）までに適宜の方法（手交又はFAX送信等）で交付する。

(3) 現場案内を希望する場合は、(1)の提出期限までに記6(1)イの交付場所に電話し、日時の調整を行うこととする。

8 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 提出した企画提案書が次の一つ以上に該当する応募者は欠格とする。

ア 提出期限、提出場所又は提出方法が記6(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(2) 欠格とされなかつた応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

9 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。